

令和7年国東市農業委員会 第6回（6月）総会議事録

1.開催日時 令和7年6月9日（火）14:00～14:40

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室

3.出席委員（農業委員）15名

1番 古田 明敏委員、2番 藤本 徹委員、3番 豊田聖祐委員、
4番 末綱 博子委員、5番 小笠原玉代委員、6番 坂本貢委員、
7番 森重なるみ委員、8番 神田勝士委員、9番 岩竹忠洋委員、
10番 有次昭二委員、11番 松原雅之委員、12番 松原正委員、
13番 吉田洋一委員、14番 佐藤 司委員、15番 秋國崇己委員

（農地利用最適化推進委員）0名

4.欠席委員 0名

5.出席職員 事務局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 7番 森重なるみ委員、8番 神田勝士委員

7.議事日程

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画について

議案第33号 農用地利用配分計画について

議案第34号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

8.報告事項

令和6年度農業委員の農地利用最適化の状況

その他の事務の実施状況の公表について

9.その他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	只今より令和7年第 6 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日は、出席は 15 名で、在任委員全員出席ですので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成 立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進 行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。7 番森重委員と 8 番 神田委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議事に入る前に先般の 5 月の総会の報告事項について、 不明な点について事務局が調査をして、問題がなければ承認をさせて いただきます。
事 務 局	(内容について説明)
議 長	調査結果、問題がないようですので、5 月の変更申請について、再 度、承認する方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全会一致で承認されました。 それでは本日の議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請に ついて、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	本日の議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請につい て資料に添って説明します。 今回 2 件の申請がございました。まず申請番号 24 番、土地の所在 は〇〇〇です。地目は田で面積は 44 m²です。他に田が 6 筆、畑が 2 筆の合計 8 筆となります。面積は合計で 4,936 m²です。 譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇です。申請事由について譲渡人は県 外在住により管理ができないため、譲受人は耕作地拡大のためです。

	贈与による所有権移転となります。 次に申請番号 27 番、土地の所在は〇〇〇です。地目が田、面積は 360 m²です。他に田がもう一筆ありまして、合計 2 筆となります。合計面積は 420 m²です。譲渡人は〇〇、譲受人は株式会社〇〇となります。申請理由について譲渡人は高齢のため管理ができないため、譲受人は耕作し経営規模拡大するため、売買による所有権移転となります。以上です。
議 長	議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 24 番、27 番について説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 続きまして議案第 32 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 32 号農用地利用集積計画について、資料に添って説明します。利用権の設定は総数 33 筆 6,159 m²です。内訳としては、田が 31 筆で 4,251 m²、畑が 2 筆で 1,908 m²です。詳細につきましては総会資料をご確認ください。
議 長	議案第 32 号農用地利用集積計画についての説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 議案第 32 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 32 号農用地利用集積計画については、全会一致で承認さ

事務局	れました。 続きまして議案第 33 号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。 議案第 33 号農用地利用集積計画について、資料に添って説明します。配分計画は、総数が 56 筆で 80,133 m²です。内訳としては、田が 54 筆、面積が 78,225 m²、畑が 2 筆で、面積は 1,908 m²です。詳細につきましては総会資料をご確認ください。
議長	議案第 33 号農用地利用配分計画についての説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 議案第 33 号農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 33 号農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 続きまして議案第 34 号の農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 34 号の農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づき、説明いたします。 申請番号 10 番、土地の所在は〇〇〇外 4 筆です。地目は田で、合計面積は 4,676 m²です。申請人は〇〇です。申請理由につきましては接道がなく、令和 6 年 8 月 29 日の台風 10 号による災害により復旧できる見込みがなく、農地として利用できる見込みがないためです。 次に、申請番号 11 番、土地の所在は〇〇〇他 1 筆です。地目は田で合計面積は 70 m²です。申請人は〇〇。申請理由につきましては〇〇〇番については 55 年前ごろにボーリングをして生活用水・畑の散水として利用を開始し、現在農地として利用できる見込みがないためです。〇〇〇番については 40 年前ごろ、亡き夫が軽トラックを止めるためにコンクリート舗装し駐車場としてしまったため、農地として利用できる見込みがないためです。現在の状況は資料をご確認ください。 最後に、申請番号 12 番。土地の所在は〇〇〇番外 2 筆で、地目は畑、合計面積は 5,219 m²です。申請人は〇〇です。申請理由は現

	在、養鶏場跡地と山林となっており、農地として使用できる見込みがないという理由です。 農業振興地域の指定について、農政課に確認したところ、今後養鶏場として使う可能性がゼロではないため、用途変更の手続きのみするとのことです。
議 長	議案第 34 号農地法の規定による非農地証明書の交付についての説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
委 員	養鶏場は現在、稼働していないのですか。
事 務 局	辞めています。
議 長	その他、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 議案第 34 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 34 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 次に、報告事項、令和 6 年度農業委員の農地利用最適化の状況及びその他の事務の実施状況について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(資料に添って説明)
議 長	事務局から説明のあった、令和6年度農業委員の農地利用最適化の状況及びその他の事務の実施状況について、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 続いて、その他何かご意見はありませんか。

委 員	会議冒頭、5条申請の件で事務局からご説明がありましたが、我々は事務局の書類を信じて審議をしている中で、事務局の書類が間違っていたと後から報告受けても、我々とすれば非常につらいところです。 我々も使命感を持って発言しているので、しっかりした資料作成並びに総会の運営を是非ともお願いしたいと思います。我々が信じるのは事務局の書類ですから、その辺りを真摯に受けとめていただいて、局長から一言いただければと思います。
事 務 局 長	(謝罪と今後の方針)
議 長	他にご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) 本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副 会 長	それではこれをもちまして、第6回農業委員会総会を終了いたします。本日も慎重・審議なご意見ありがとうございました。
	議 長 議事録署名委員 議事録署名委員